

平成30年1月12日
事務連絡

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
(平成29年法律第69号)の施行に係るQ&Aの送付について

児童福祉行政の推進については、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)が平成30年4月2日に施行されるに当たり、「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年1月12日付け子発0112第1号)を周知したところですが、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、送付いたします。

貴職におかれましては、内容について御了知いただきますとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡につきましては、最高裁判所事務総局から各下級裁判所に、周知される予定であることを申し添えさせていただきます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
(平成 29 年法律第 69 号) の施行に係る Q&A

<児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告関係>

問 1 審判前の勧告を求める上申書を作成するに当たっての留意事項は何か。

(答) 家庭裁判所は、保護者が、その子どもを虐待し、著しく監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該子どもの福祉を害する場合(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項)で、親権者等が施設入所等の措置に反対している場合に法第 28 条の承認に関する申立てを認容するものであり、これらの要件を明らかに満たしている事案や、反対に、明らかに満たしていない事案では、審判前の勧告を行うことなく直ちに承認又は却下の審判がなされることが見込まれるため、留意すること。

また、勧告が行われた場合、当該勧告に基づき保護者指導を実施し、その結果を裁判所に報告する必要があることから、指導勧告書への記載を希望する内容は、できる限り具体的かつ客観的なものにする。

なお、法第 28 条の承認の申立て中に行われる保護者指導の勧告であり、保護者指導の結果も踏まえ、審判がなされることが考えられることから、当該勧告に基づく指導の効果を把握するための期間としては、概ね 2～3 か月の期間を設定することが考えられる。

問 2 審判前の勧告を行う場合の審理手続の流れはどうか。

(答) 具体的な審理手続の進行は各裁判所の判断によるが、審理手続の流れの 1 例は以下のとおり。(別紙 1 参照)

- ①申立予定日等、申立てを行う予定である旨を予め家庭裁判所に連絡。
- ②申立て(申立権者(都道府県知事等)による申立書、証拠書類等の提出)。併せて、審判前の勧告を求める場合には上申書を提出。家庭裁判所調査官又は書記官による受理面接の実施。
- ③必要に応じて、裁判官等の指示のもと、追加資料の提出。
- ④第 1 回審問期日の指定の通知。
- ⑤第 1 回審問期日。親権者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)の陳述聴取等の実施。
- ⑥都道府県に対する指導措置の勧告(調査官調査を経る必要がある場合には、当該調査を経た上で、第 2 回審問期日の後)。家庭裁判所から親権者等への勧告を行った旨の通知。
- ⑦都道府県は、指導措置の結果を家庭裁判所に報告。必要に応じて併せて、却下の審判を行う場合(又は承認の審判を行う場合)の指導措置の勧告の上申書の提出。
- ⑧都道府県による指導措置の結果報告を踏まえ、必要に応じ、再度の審問、家庭裁判所調査官による調査等の審理が行われ、審判。

なお、家庭裁判所調査官による調査が勧告の前や勧告と並行して行われることもある

と見込まれる。

問3 審判前の勧告の指導内容の上申の例はどのようなものが考えられるか。

(答) 審判前の勧告の指導内容の上申の例としては、以下のようなものが考えられる。

例1

子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のライフラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いているが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例について、「市町村の在宅支援サービス等を定期的に活用して自宅の生活環境を改善し、子どもの適切な養育環境を整え維持するよう指導すること。」を指導内容とする勧告を行うことを上申すること。

例2

保護者のネグレクトを原因とする法第28条に基づく親子分離中、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完了したらすぐに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、法第28条第2項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例について、「保護者指導プログラムの受講を完了させた上で、宿泊や一時帰宅を週1回程度繰り返す中で、親子関係を改善するなど、子どもが家庭に復帰することができると思われられる状況になるよう指導すること。」を指導内容とする勧告を行うことを上申すること。

問4 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第236条第1項において、親権者等の陳述の聴取を行うこととなっているが、審判前の勧告を求める場合、親権者等の陳述聴取はいつ行われるのか。

(答) 具体的な審理手続の進行は各裁判所の判断によるが、第1回目の審問期日において、親権者等の陳述の聴取を行った上で、審判前の勧告を行う場合は、審判前の勧告が行われることが考えられる。

また、勧告による保護者指導を行った後の審問期日においても、当該時点での親権者等の意見や保護者指導に対する取組等を聴取するため、親権者等の陳述の聴取を行うことも考えられる。

ただし、勧告に基づく保護者指導に効果があった場合には、却下の審判がなされるものと思われるため、再度保護者の意見を聞かない場合もあり得る。

問5 家庭裁判所の勧告の内容はどのようなものか。

(答) 各家庭裁判所の判断となるが、上申書の内容を踏まえた勧告がなされることとなると考えられる。

問6 上申書を提出していなくても家庭裁判所が勧告を行う場合があるのか。

(答) 法上、上申書を提出していなくても、家庭裁判所としては勧告を行うことが可能である。

勧告を行うに当たって、家庭裁判所から、勧告の内容に関する事前の協議等を求められることが考えられるが、この場合には、実効性のある保護者指導の実施のため、必要な調整を家庭裁判所と行うこと。

問7 家庭裁判所が勧告を行う際、保護者への通知はどのような方法となるのか。

(答) 書面により保護者に通知される場合が基本となるが、家庭裁判所の判断により、保護者の意見陳述の際などに、裁判官から直接保護者に対して口頭で伝える方法等があり得る。

なお、口頭で伝えた場合にも書面による通知は別途行われることと理解している。

問8 家庭裁判所から保護者への通知の内容はどのようなものとなるのか。

(答) 原則として、家庭裁判所が都道府県等に行った勧告の内容等について記載することとなる。また、勧告書の写しを添付して送付することもあり得る。

問9 承認や却下の審判の際の勧告に基づく保護者指導が行われた場合も、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することになっているのか。

(答) 承認や却下の審判の際の勧告に基づく保護者指導が行われた場合に、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することにはなっていない。しかし、この場合においても、児童相談所としては、定期的に、保護者の状況を確認しておくこと。

問10 家庭裁判所に対する審判前の勧告に基づく保護者指導の結果の報告は何回かに分けて行うのか。

(答) 審判前の勧告に基づく保護者指導の結果の報告の回数については、原則として、家庭裁判所が勧告で示した期間の満了後に報告を行うことになると考えられるが、勧告の内容によることから、勧告が出された際に各家庭裁判所と調整すること。

問11 家庭裁判所の審判に当たって、審判前の勧告に基づく保護者指導の結果の報告はどのような影響があるのか。

(答) 保護者が家庭裁判所の勧告のもとでの指導に従ったかどうかは、その後の審判において重要な判断要素の一つとして考慮されると考えられる。

このため、保護者指導に当たっては、指導の実効性を高めるため、必要に応じてその旨を保護者に伝えることが考えられる。

<引き続きの一時保護の承認の申立て関係>

問12 申立書（児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け雇児発第133号）別添18（様

式例)をいう。以下同じ。)の「現に監護する者」については、親権者がいない場合にのみ記載すればよく、親権者がいる場合には記載は不要か。

(答)家事事件手続法第236条第1項により、家庭裁判所は、子どもを現に監護する者及び親権者等に対して陳述を聞かなければならないこととされていることから、現に監護する者と親権者が別にいる場合は、両者を記載すること。

なお、現に監護する者が複数人いる場合は、適宜記載欄を追加して記載すること。

問13 申立書の申立ての理由の3(2)「一時保護継続の理由」の選択肢について、どのようなケースが、それぞれどの選択肢に当てはまるのか。

(答)「一時保護継続の理由」欄の各チェック項目の例としては、別紙2のとおり。

問14 申立てに係る報告書(児童相談所運営指針別添19(様式例)をいう。以下同じ。)は、誰の名義で記載すべきか。

(答)児童相談所長名又は事例担当者名で記載すること。

問15 申立てに係る報告書を記載する際は、どのような点に留意すればよいか。

(答)家庭裁判所において迅速な審理を行うため、申立ての時点で家庭裁判所が引き続いての一時保護の承認の申立ての可否を判断するために必要な情報を記載すること。家庭裁判所が引き続いての一時保護の承認の可否を判断するには、当初、児童相談所が一時保護を行った理由や事情も重要な情報であるため、その点も具体的かつ客観的に記載すること。

なお、例えば、通告元との関係で、通告に至った具体的な経緯について、別に資料を作成し、非開示を希望する場合がありますと考えられるが、この場合についても、申立てに係る報告書の該当の欄(申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性)全てについて非開示とするのではなく、通告元が明らかとならない範囲で経緯を記載するとともに、一時保護の必要性の内容(虐待、非行等)については、その事情を具体的かつ客観的に記載することが求められる。

問16 2か月を経過する直前に親権者等が同意を撤回した場合は、家庭裁判所の承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとされているが、この場合はいつまでに申立書を提出する必要があるのか。

(答)2か月を経過する直前に親権者等が同意を撤回した場合には、可能な限り2か月の期日前に申立書を提出することが望ましい。この際、家庭裁判所に対して、まずは申立書を提出し、証拠書類等は追って提出する方法を採ることが考えられる。また、2か月の期日前に申立書を提出することが困難な場合であっても、可能な限り速やかに申立書を提出すること。この場合、裁判所において、直前に親権者等が同意を撤回した事情により手続の違法性は問われないものと考えられるが、最終的には各裁判所の判断による。

問 17 2か月を経過した直後に親権者等が同意を撤回した場合はどのように対応すべきか。

(答) 2か月を経過した直後に親権者等が同意を撤回した場合には、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回した場合と異なり、直ちに家庭裁判所に申立てを行う必要はなく、次の2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合に家庭裁判所の承認を得ることとなる。

問 18 2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認を得なければならないこととされているが、いつまでに申立てを行う必要があるのか。2か月を超えて引き続き一時保護を行う方針となったときに申立てを行えばいいのか。

(答) 親権者等の意向に反する場合には、2か月を超えて一時保護を継続するに当たり一時保護開始後又は継続後2か月を経過する前に家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情にあわせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日後までに意向を確認できるように努めること。また、申立て後、家庭裁判所における審理手続きにかかる期間を確保するため、一時保護開始又は継続後45日目頃までに申立てを行うよう努めること。なお、法第33条第6項の規定により、やむを得ない事情があるときは、一時保護開始又は継続後2か月を経過した後も、申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとされている。

なお、迅速かつ適正な審理を期すため、具体的な審理手続きについて、施行日前に事前に各児童相談所と各家庭裁判所において協議等を行うことが望ましい。

問 19 審理手続の流れはどうなるのか。

(答) 具体的な審理手続の進行は各裁判所の判断によるが、審理手続の流れの1例は以下のとおり。(別紙3参照)

(親権者等の意向の確認(一時保護開始又は継続後40日程度まで))

- ①申立予定日等、申立てを行う予定である旨を予め家庭裁判所に連絡。
- ②申立て(申立権者(都道府県知事等又は児童相談所長)による申立書、証拠書類等の提出)。家庭裁判所調査官又は書記官による受理面接の実施。(45日目頃)
- ③必要に応じて、裁判官等の指示のもと、審問期日の指定までに追加資料の提出。
- ④家庭裁判所から審問期日の指定の通知(48日目頃)
- ⑤15歳以上の子どもに対する書面照会・家庭裁判所調査官面接の実施。
- ⑥審問期日。親権者等の陳述聴取等の実施。(55日目頃)
- ⑦審判

なお、申立てを行った後、速やかに、児童相談所から保護者に対して、申立てを行ったこと等を連絡すること。

問 20 申立ての事前予告等は行わなければならないのか。

(答) 申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立ての事前予告は行っていただくほか、

家庭裁判所から求めがあった場合に受理面接に応じていただく必要があると考えられるが、具体的な取扱いについて、事前に各児童相談所と各家庭裁判所において協議等により定めること。本審判が児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）により新たに盛り込まれた審判であることを踏まえると、特に施行後しばらくの間は丁寧に対応することが望ましい。

問 21 家事事件手続法第 236 条第 1 項において、家庭裁判所は、審判をする場合は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、15 歳以上の子どもから陳述を聴かなければならないこととされているが、その方法はどうか。

（答）具体的な審理手続は各裁判所の判断によるが、家庭裁判所からの書面照会や家庭裁判所調査官による面接により陳述を聴取されることが考えられる。書面照会や面接に際して、家庭裁判所から協力を求められた際には、児童相談所は必要な協力を行うこと。

問 22 家事事件手続法第 65 条において、家庭裁判所は、審判の手続において、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないこととされているが、15 歳未満の子どもの陳述聴取は行われるのか。その場合の方法はどうか。

（答）具体的な審理手続については各裁判所の判断によるが、裁判官が、15 歳未満の子どもの陳述聴取を必要と判断した場合は、意見聴取を行うこととなる。

なお、児童相談所として、審判に当たって子どもの陳述聴取が必要であると判断する場合は、申立時にあわせて家庭裁判所にその旨を申し立てること。

問 23 一時保護に係る承認の申立てをして、その審判が出る前に、法第 28 条の承認の申立てをした場合には、法第 33 条第 5 項のただし書に該当し、2 か月を超えた引き続きの一時保護について家庭裁判所の承認を得ることは必要がなくなるが、この場合、一時保護の承認の審判は当然終了するのか、それとも取り下げる必要があるのか。

（答）一時保護の承認の審判は当然終了せず、一時保護に係る承認の申立てを取り下げる必要がある。

問 24 引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判に不服がある場合に争う方法はどうか。

（答）家事事件手続法第 238 条に基づく即時抗告を行うことができる。

問 25 施行日前の 2 か月以内に一時保護を開始した場合又は引き続き一時保護を行った場合は、施行後すぐに家庭裁判所に申立てを行う必要があるのか。

（答）施行日前の 2 か月以内（平成 30 年 2 月 3 日から同年 4 月 1 日まで）に一時保護を開始した場合又は引き続き一時保護を行った場合は、施行日後、遅くとも一時保護を開始

した日から2か月を経過する前又は引き続き一時保護を行った後2か月を経過する前に、家庭裁判所に申立てを行う必要がある。そのため、施行日後すぐに家庭裁判所に申立てを行う必要があるケースについては、事前に申立てに係る準備を行っておくこと。

問 26 施行日前に一時保護の2か月の期限が来る場合は、必ず施行日前に児童福祉審議会の意見聴取を行わなければならないのか。

(答) 施行日前に一時保護の2か月の期限が来る場合（平成30年2月2日までに一時保護を開始した場合又は引き続き一時保護を行った場合）は、改正法による改正前の法第33条第5項により、期限の末日までに、児童福祉審議会への意見聴取を行う必要がある。

問 27 一時保護の2か月の期限の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の場合は、いつまでに申立てを行う必要があるのか。申立てを行うのは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の翌日でもよいのか。

(答) 一時保護の2か月の期限の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の場合においても、当該日までに申立てを行う必要があるかどうかは、最終的には各家庭裁判所の判断によるが、当該日までに申立てを行うことが望ましい。そのため、一時保護の2か月の期限の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日又は年末年始になる場合には、予め留意の上、準備を進めることが望ましい。

問 28 家庭裁判所から却下の審判がされた場合は、すぐに子どもを自宅に戻さなければならないのか。

(答) 法第33条第6項ただし書の規定に基づき、申立てに対する審判が確定するまでの間、申立てを却下する審判があった場合であっても、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき（子どもの帰宅準備が整わないなど）は引き続き一時保護ができることとされている。

問 29 引き続いての一時保護の申立て中に当初の一時保護に対する審査請求がなされた場合に、引き続いての一時保護の承認の申立てはどうか。当初の一時保護に対する審査請求において、当初の一時保護を取り消す認容の裁決がなされた場合に、引き続いての一時保護の承認の申立てはどうか。

また、引き続いての一時保護の承認の申立て中に、当初の一時保護に対する取消訴訟が提訴された場合に、引き続いての一時保護の承認の申立てはどうか。当初の一時保護に対する取消訴訟において、当初の一時保護が違法であるとしてこれを取り消す判決が確定した場合に、引き続いての一時保護の承認の申立てはどうか。

(答) 引き続いての一時保護の承認の審判は、引き続いて一時保護を行うことの適法性を判断する審理手続であることから、当初の一時保護に対する審査請求がなされた場合においても審判は継続する。なお、当初の一時保護に対する審査請求において、当初の一時

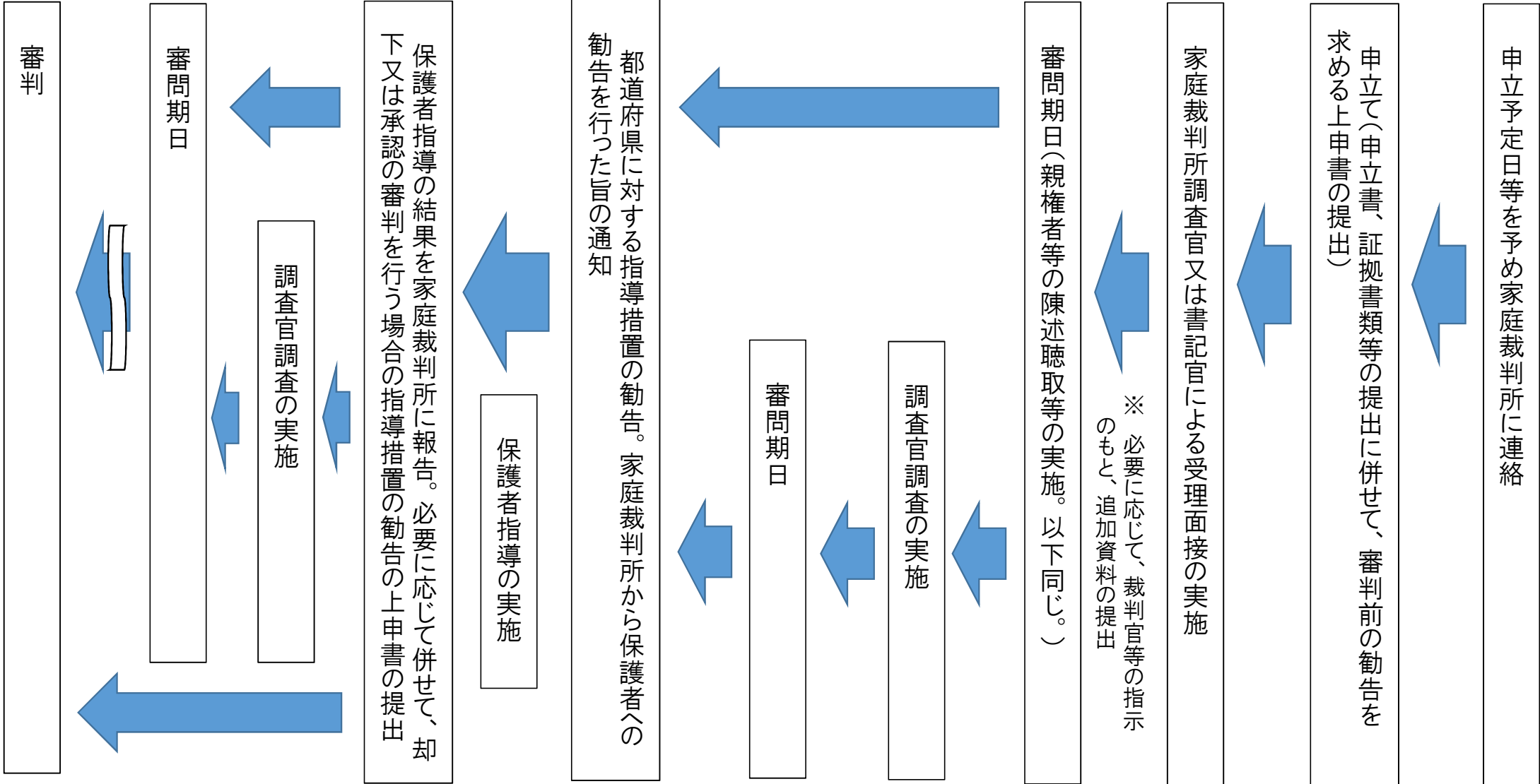
保護を取り消す認容の裁決がなされた場合は、引き続いての一時保護の承認の申立ては取り下げる必要がある。

また、当初の一時保護に対する取消訴訟が提起された場合においても、当初の一時保護に対する審査請求と同様の理由から審判は継続する。また、当初の一時保護に対する取消訴訟において、当初の一時保護が違法であるとしてこれを取り消す判決が確定した場合は、引き続いての一時保護の承認の審判の前提である当初の一時保護が取り消されているため、引き続いての一時保護の承認の申立ては取り下げる必要がある。

問 30 児童相談所運営指針第 3 章第 7 節において、都道府県児童福祉審議会に対する都道府県知事の意見聴取の例として、「一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合」が追加されているが、この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないのか。家庭裁判所による引き続いての一時保護の承認との関係はどうなるのか。

(答) 一時保護について児童相談所と保護者の意見が大きく対立している場合には、一時保護の判断の客観性を高める観点から、都道府県児童福祉審議会に諮ることも有用であることから、都道府県児童福祉審議会に対して都道府県知事が必要と認める場合に意見を求めるときの具体的な例として追加するものである。今般の改正法により、引き続いて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされたが、必要に応じて、この場合も含め、都道府県児童福祉審議会に対して意見聴取を行うことが考えられる。

児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告を行う場合の審理手続の流れ(例)



児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日付け雇児発第 133 号）別添 18（様式例）の申立ての理由の 3（2）「一時保護継続の理由」欄の各チェック項目の例について

申立ての理由

3 引き続いての一時保護の必要性

(2) 一時保護継続の理由（複数選択可）

調査継続中

児童に対する調査

→ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条の承認の申立て（以下「28 条申立て」という。）や子どもの家庭復帰など、今後の援助方針を決めるため、これまで子どもに対する調査を行ってきたが、調査が完了しておらず、今後の援助方針を決定するに当たって、一時保護を延長し、引き続き調査を行う必要がある場合や、その調査結果を踏まえ、今後の援助方針を決定するに当たって、一時保護を延長し、追加で調査を行う必要がある場合。

(例)

- ・ 障害の疑いがある子どもであるが、障害の状況を正確に把握するための子どもの調査に更に時間を要する場合。
- ・ 28 条申立てを行うかどうかの方針を決定するに当たって、子どもが入所する施設等の種別の妥当性に関する更なる調査のため、更に時間を要する場合。
- ・ 虐待が疑われる状況において、虐待の有無を認定するために法医学による判断を求めた結果、更なる調査が必要となり、再度法医学による判断を求めているが、結果判明まで、更に時間を要する場合。
- ・ 性的虐待の疑いで一時保護を行っているが、子どもの心情に配慮して慎重に調査を進めた結果、子どもの調査に時間がかかり、児童相談所としての援助方針を決定するのに、更に時間を要する場合。

親権者又は未成年後見人に対する調査

→ 28 条申立てや子どもの家庭復帰など、今後の援助方針を決めるため、これまで子どもに対する調査とあわせて親権者等に対する調査を行ってきたが、調査が完了しておらず、今後の援助方針を決定するに当たって、一時保護を延長し、引き続き調査を行う必要がある場合や、その調査結果を踏まえ、今後の援助方針を決定するに当たって、一時保護を延長し、追加で調査を行う必要がある場合。

(例)

- ・ 親権者が児童相談所への招致や家庭訪問に応じないなど児童相談所に拒否・

非協力的であり、調査がなかなか進まなかったため、児童相談所としての援助方針を決定するのに、更に時間を要する場合。

- ・ 親権者が外国人で、英語以外を母国語としており、調査がなかなか進まなかったため、児童相談所としての援助方針を決定するのに、更に時間を要する場合。

□ その他関係者等に対する調査（ ）

- 28条申立てや子どもの家庭復帰など、今後の援助方針を決めるため、子どもや親権者について、子どもが通っていた学校や受診していた病院に照会したが、その回答がいまだ返ってきていないため、引き続き時間が必要な場合や、追加で確認する必要がある場合。

(例)

- ・ 28条申立てを視野に入れて、子どもに係る過去の受診の履歴や診断結果の送付を病院に対して求めているが、送付に更に時間がかかり、28条申立ての適否が決められない場合。

□ 児童の家庭復帰に当たり協議中

□ 親権者又は未成年後見人と協議中

- 親権者による養育環境が更に時間があれば改善する見込みがあり、そうすれば子どもの家庭復帰が可能である場合。
- 既に親権者間での親権者変更・親権者指定や監護者指定などの調停又は審判が起こされており、近々に結論が得られる状況にある場合。

□ その他関係機関等と協議中（ ）

- 子どもを家庭復帰させる前に、学校その他の関係者に対して子どもの家庭復帰の方針に至った経緯、今後の支援体制等を説明しているが、理解が得られておらず、その協議に更に時間を要する場合。
- 親権者の養育環境の改善など家庭支援のため、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と援助方針の共有、役割分担を行う必要があるが、協議が継続しており、その調整に更に時間を要する場合。

□ 子どもに対する短期的な指導を継続中

- 子どもを家庭復帰させる方針であるが、子どもの精神状況が不安定であり、引き続き短期的な心理療法等の実施の必要がある場合。

□ 親族等による引取りに当たり協議中

□ 親族等と協議中（ ）

→ 子どもを自宅に戻すことは困難だが、親族が引取りの意向を示しており、養育環境的にも望ましいが、親族宅の受入れ準備が整っておらず、受入れ準備に更に時間を要する場合。

□ 親権者又は未成年後見人と協議中

→ 子どもを自宅に戻すことは困難であり、親族引取りの方向で調整している場合において、親権者が親族引取りに反対しているものの、更に時間をかけて協議を重ねれば同意が得られると見込まれる場合。

□ その他関係機関等と協議中（ ）

→ 子どもを親族宅が引き取る方向で調整しているが、今後通学する学校との調整がついておらず、調整に更に時間を要する場合。

□ 子どもに対する短期的な指導を継続中

→ 子どもを親族宅が引き取る方針であるが、子どもの精神状況が不安定であり、引き続き短期的な心理療法等の実施の必要がある場合。

□ その他（ ）

→ 親権者が、一時保護には反対である一方、施設入所には同意しているため、施設入所予定であるが、施設が満床で入所できず、調整に更に時間を要する場合。

→ 親権者は、子どもに障害があると主張し、情緒障害児短期治療施設へ入所させるよう求めているが、調査の結果、本来子どもの措置先として適当と考えられる児童養護施設の入所にも、一時保護の継続にも反対しており、親権者との協議に更に時間を要する場合。

引き続きの一時保護の承認の審判の審理手続の流れ(例)

